

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書 平成27年 6月 30日	
都道府県知事 (市長) 殿	
提出者 住 所 大分県竹田市久住町久住4054 氏 名 有限会社 錦江ファーム 代表取締役 上村 昌志 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0974-64-3832	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	有限会社 錦江ファーム 久住農場
事業場の所在地	竹田市久住町久住4054
計画期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	01 農業
②事業の規模	(牛 1,000頭) (豚 頭) (鶏 羽)
③従業員数	9人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 家畜糞尿 (自己で堆肥化) ◦ 動物の死体 (処理業者へ委託し処理) ◦ 感染性廃棄物 (") ◦ 廃プラスチック類・紙くず (")

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

場長 (廃棄物統括責任者)

廃棄物処理方針の決定 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認

事務員 (廃棄物実務担当者)

廃棄物処理計画の作成 産業廃棄物管理表の交付・管理 行政等への各種報告

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度 (26年度) 実績】				
	産業廃棄物の種類	家畜ふん尿	動物の死体	感染性廃棄物	廃プラスチック類・紙くず
	排出量	1,719 t	18.27 t	0.0 t	48 t
	(これまでに実施した取組) 該当なし				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	家畜ふん尿	動物の死体	感染性廃棄物	廃プラスチック類・紙くず
	排出量	1,600 t	10 t	1 t	50 t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし				

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 感染性廃棄物 ◦ 廃プラスチック類・紙くず
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 該当なし

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（26年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	家畜ふん尿	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	1,719 t	t
	(これまでに実施した取組) 堆肥化		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	家畜ふん尿	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	1,600 t	t
	(今後実施する予定の取組) 堆肥化		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（26年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当無し		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当無し		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
① 現状	【前年度（26年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	なし		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t	
	(これまでに実施した取組) 該当無し			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	なし		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t	
	(今後実施する予定の取組) 該当無し			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
① 現状	【前年度（26年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	動物の死体	感染性廃棄物	廃プラスチック類・紙くず
	全処理委託量	18.27 t	0.0 t	48 t
	優良認定処理業者への処理委託量	18.27 t	0.0 t	48 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 動物の死体 (処理業者へ委託し処理) ◦ 感染性廃棄物 (") ◦ 廃プラスチック類・紙くず (") 			

②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	動物の死体	感染性廃棄物	廃プラスチック類・紙くず
	全処理委託量	10 t	1 t	50 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	10 t	1 t	50 t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 衛生管理の徹底により死亡牛を減少させる。 ◦ 病牛の減少により感染生廃棄物を減少させる。 ◦ 牛の効率的な飼養管理により、廃プラスチック類・紙くずの排出を減少させる 				
※事務処理欄				